

長野県災害廃棄物処理計画について

平成28年(2016年) 4月22日
 環境部資源循環推進課廃棄物政策係
 (課長)丸山 良雄 (係長)横山 浩明
 (担当)中村 文哉
 電 話 : 026-232-7187 (直通)
 026-232-0111 (代表)内線2797
 F A X : 026-235-7259
 E-mail : junkan@pref.nagano.lg.jp

計画の位置づけ等

1 位置づけ

東日本大震災を踏まえ、災害廃棄物（地震・水害等の災害により発生する廃棄物）の処理等に関して必要事項を整理した環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月）に基づき、長野県災害廃棄物処理計画を策定

なお、同指針において、市町村には具体性のある災害廃棄物処理計画の策定が求められている。

2 計画の目的

災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すことにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興に資することを目的とする。

3 災害廃棄物処理の実施主体

市町村（県は、市町村と連携し、連絡調整、情報収集、支援要請等を行う。）

計画の概要

1 想定される災害

平成27年3月に公表された第3次長野県地震被害想定調査報告書で想定される大規模地震による被害のほか、小規模地震による被害や風水害を対象

【災害廃棄物発生見込量の推計方法】

被害区分毎の棟数×被害区分毎の発生原単位

- ・ 全壊：117 t /棟
- ・ 半壊：23 t /棟
- ・ 木造火災：78 t /棟
- ・ 非木造火災：98 t /棟

(参考)

- ・ 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）
約800万 t（県内で発生する一般廃棄物の約12年分）
- ・ 長野盆地西縁断層帯の地震
約377万 t

2 平常時の備え

- ・ 組織体制・役割分担の定め
- ・ 一般廃棄物処理施設の耐震化
- ・ 仮設トイレ・避難所ごみ
- ・ 災害廃棄物処理の方法
- ・ 国や各県等関係機関との連携

3 発災後の災害廃棄物処理

- ・ 組織体制・指揮命令系統の確立
- ・ 被災状況等の情報収集
- ・ し尿・避難所ごみ処理体制の確立
- ・ 災害廃棄物処理見込量の推計
- ・ 仮置場の開設
- ・ 災害廃棄物処理の実施

今後の対応

県

- ・ 市町村における災害廃棄物処理計画策定の促進
- ・ 市町村の災害廃棄物処理計画との整合
- ・ 県計画の継続的な見直し

市町村

- ・ 具体性のある市町村災害廃棄物処理計画の策定
[策定済：19市町村]
(平成27年11月時点)
- ・ 平常時の備えの充実

発災後の災害廃棄物の適正かつ迅速な処理